ニ　一日当たりの観血的動脈圧測定の実施件数		
ホ　ドレーン法及び胸腔又は腹腔洗浄の実施件数		
ヘ　一日当たりの人工呼吸の実施件数		
ト　人工腎臓又は腹膜灌流の実施件数		
チ　経管栄養カテーテル交換法の実施件数		
十一　疾患に応じたリハビリテーション及び早期のリハビリテーションの状況		
イ　疾患別リハビリテーション料の算定件数		
ロ　早期リハビリテーション加算の算定件数		
ハ　初期加算の算定件数		
ニ　摂食機能療法の実施件数		
ホ　リハビリテーション充実加算の算定件数		
ヘ　体制強化加算の算定件数		
ト　休日リハビリテーション提供体制加算の算定件数		
チ　入院時訪問指導加算の算定件数		
リ　リハビリテーションの提供を必要とする状態にある患者の割合		
ヌ　一日に提供するリハビリテーションについて算定する入院患者一人当たりの平均単位数		
ル　一年間における退棟患者数の合計		
ヲ　回復期リハビリテーション病棟入院料を算定している病棟にあっては、入院料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十二号）第九の十の⑵チ又は同⑶トの日常生活機能の評価をいう。ワにおいて同じ。）が十点以上であった者の数	病棟	
ワ　回復期リハビリテーション病棟入院料を算定している病棟にあっては、ルの患者のうち、退棟時（転棟を含む。）の日常生活機能評価が、入棟時に比較して四点以上（回復期リハビリテーション病棟入院料2又は3を算定している病棟にあっては、三点以上）改善していた者の数		
	レセプト情報による方法（リからワまでにあっては、ファイル等に記録する方法）	

十二　長期療養患者の受入状況		
イ　療養病棟入院基本料1及び2の算定件数	病棟	
ロ　褥瘡（じょくそう）評価実施加算の算定件数		
ハ　重度褥瘡処置の実施件数		
ニ　重症皮膚潰瘍管理加算の算定件数		
	レセプト情報による方法	
十三　重度の障害者等の受入状況		
イ　難病等特別入院診療加算の算定件数	病棟	
ロ　特殊疾患入院施設管理加算の算定件数		
ハ　超重症児（者）入院診療加算及び準超重症児（者）入院診療加算の算定件数		
ニ　強度行動障害入院医療管理加算の算定件数		
	レセプト情報による方法	
十四　病床を有する診療所の機能		
イ　往診を行った患者の数	病棟	
ロ　訪問診療の実施回数		
ハ　診療所内及び診療所外での看取りの数		
ニ　有床診療所入院基本料及び有床診療所療養病床入院基本料の算定件数		
ホ　病状が急変した患者の入棟件数		
ヘ　過去一年間の新規入棟患者のうち、他の急性期医療を行う病院から受入れを行った患者の割合		
ト　病床を有する診療所の役割	ファイル等に記録する方法（ニにあっては、レセプト情報による方法）	

附　則

当分の間、第一欄第五号、第六号（リに係る部分を除く。）、第七号（カに係る部分を除く。）、第八号（カからタまでに係る部分を除く。）、第九号、第十号、第十一号（リからワまでに係る部分を除く。）、第十二号、第十三号及び第十四号（ニに係る部分に限る。）に掲げる報告内容に係る第二欄に掲げる報告単位については、同欄中「病棟」とあるのは、「病院又は診療所」とする。

○厚生労働省告示第三百六十三号

租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十六年財務省令第二十八号）の施行に伴い、並びに租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第二十三条の十二の二第三項、第二十三条の十二の三第一項及び第二十三条の十二の五第一項の規定に基づき、租税特別措置法施行規則第二十三条の十二の二第三項、第二十三条の十二の三第一項及び第二十三条の十二の五第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める書類を次のように定め、平成二十六年十月一日から適用する。

平成二十六年九月二十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

租税特別措置法施行規則第二十三条の十二の二第三項、第二十三条の十二の三第一項及び第二十三条の十二の五第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める書類

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第二十三条の十二の二第三項、第二十三条の十二の三第一項及び第二十三条の十二の五第一項に規定する厚生労働大臣が定める書類は、医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）附則第六十条第四項に規定する出資持分の放棄申出書とする。